

## 岡山市防災力向上マンション認定制度要綱

令和6年4月1日施行

### (目的)

第1条 この要綱は、防災力の向上に関する一定の要件を満たす岡山市内のマンションを岡山市防災力向上マンションとして認定することにより、マンションにおける防災対策の一層の推進と、コミュニティの醸成を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 2以上の住戸を有した3階建て以上の建築物並びにその敷地及び附属施設（分譲・賃貸問わない）をいう。
- (2) 防災組織 マンションの管理組合、管理組合と連携してマンションの防災力の向上に取り組む組織、その他これらに準ずる組織をいう。
- (3) 代表者 防災組織を代表する者（一のマンションに複数の防災組織があるときは、当該複数の防災組織を代表する防災組織の代表者）をいう。
- (4) 岡山市防災力向上マンション 市内に存するマンションのうち、市長が第5条第1項の規定により認定をしたものをいう。
- (5) 自主防災組織 岡山市自主防災組織等育成事業助成金交付要綱（平成31年4月1日施行）第2条第1項第3号及び第4号に規定する自主防災組織、学区（地区）防災組織をいう。
- (6) 地域の町内会等 マンションが存する学区において、「岡山市町内会名簿」に掲載されている町内会・自治会、連合組織をいう。

### (認定要件)

第3条 岡山市防災力向上マンションは、次に定める要件を満たすものとする。

- (1) 防災組織を設置していること。
- (2) 防災マニュアルを作成していること。
- (3) 原則として年1回以上防災訓練等を実施すること。
- (4) 地域の自主防災組織又は町内会等と連携を図ること。
- (5) 災害時に地域住民が一時避難できること。

2 前項の認定要件に関する基準は、別表第1に定めるところによる。

### (認定申請)

第4条 代表者は、当該マンションについて、岡山市防災力向上マンションとして認定を受けようとするときは、別記第1号様式による申請書を市長に提出するものとする。

### (認定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合、岡山市防災力向上マンションとして認定するときは別記第2号様式による認定通知書により、認定しないときは別記第3号様式による不認定通知書により、当該申請をした代表者（以下「認定申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、岡山市防災力向上マンションの認定をしたときは、認定申請者に認定証を交付するとともに、マンションの名称及び所在地を市ホームページにより公表するものとする。
- 3 岡山市防災力向上マンションとして認定されたマンションに係る代表者（以下「認定マンション防災代表者」という。）は、交付された認定証を当該マンションのエントランス付近の外壁等、入居者が認知でき、周辺の道路等からも確認できる位置に提示するものとする。
- 4 認定マンション防災代表者は、防災組織の役員又は防災マニュアルに変更が生じたときは、速やかに別記第4号様式による代表者等変更報告書を市長に提出するものとする。

（活動の継続）

第6条 認定マンション防災代表者は、当該マンションの居住者と連携して、防災活動の継続に努めるものとする。

- 2 認定マンション防災代表者は、年1回、第3条第1項第3号及び第4号に定める防災活動の状況について、別記第5号様式による活動状況報告書（以下「活動報告書」という。）を市長に提出するものとする。

（認定の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、岡山市防災力向上マンションとしての認定（以下「認定」という。）を取り消すことができる。

- (1) 岡山市防災力向上マンションが第3条に規定する認定要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 認定マンション防災代表者から認定取消しの申出があったとき。
  - (3) 岡山市防災力向上マンションが滅失したとき。
  - (4) 虚偽その他不正の手段により認定を受けたとき。
  - (5) 活動報告書を提出しないとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認定を取り消す必要があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、別記第6号様式による取消通知書により認定マンション防災代表者に通知する。
  - 3 第1項の規定により認定の取消しを受けた認定マンション防災代表者は、第5条第3項の認定証を市長に返還するものとする。

（細部施行）

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月18日からこの要綱の施行の日の前日までの間になされた認定に係る申請、決定及び取消しは、この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。